

最高裁秘書第3648号

令和6年12月25日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会委員長

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和6年12月18日に答申（令和6年度（情）答申第21号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和6年度（情）諮問第5号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（4233）5249（直通）

諮詢日：令和6年7月1日（令和6年度（情）諮詢第5号）

答申日：令和6年12月18日（令和6年度（情）答申第21号）

件名：名古屋高等裁判所における特定部の未済事件一覧表等、特定の裁判官が特定年月日時点で複数の部を兼任している理由が書いてある文書及び特定年月の特定部の開廷表の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

別紙記載の各文書（以下、併せて「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が、本件開示申出文書は、いずれも作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、名古屋高等裁判所長官が令和6年5月23日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定裁判官は名古屋高裁特別部の部総括であり、刑事第1部及び刑事第2部の陪席裁判官をしていることからすれば、本件開示申出文書はいずれも存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 名古屋高等裁判所において、本件開示申出文書を探索したが、申出内容に係る文書はいずれも存在しなかった。
- 2 この点、苦情申出人は、特定裁判官は名古屋高裁特別部の部総括であり、刑事第1部及び刑事第2部の陪席裁判官をしていることからすれば、本件開示申

出文書はいずれも存在するといえる旨主張する。

しかし、別紙記載1ないし3については、法令上当該文書の作成を求める規定はなく、また事務処理上も作成する必要がない。

また、別紙記載4については、令和6年4月の開廷表に該当するものはなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年7月1日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年11月15日 審議
- ④ 同年12月13日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、法令上、別紙記載1から3までの文書の作成を求める規定はなく、事務処理上も作成する必要がない旨説明する。この点につき、当委員会庶務を通じて確認した名古屋高等裁判所特別部に対する事務分配の定め等に照らすならば、上記説明に特段不合理な点があるとは認められない。

また、最高裁判所事務総長は、別紙記載4の文書について、令和6年4月の開廷表に該当するものがなかった旨説明するが、当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、当該説明は、別紙記載4に記載された特定裁判官が陪席裁判官として出席した事件に係る同月の開廷表を作成し、又は取得した事実がないという趣旨でされたものであると認められた。このような説明に不合理な点は特になく、これに反する特段の事実も認められない。

2 以上のとおり、原判断については、名古屋高等裁判所において本件開示申出文書をいずれも保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

滋 橋 高 長 員 員 委

子 雅 張 員 員 委

裕 神 利 川 員 員 委

別紙

- 1 名古屋高裁特別部の未済事件一覧表（最新版）
- 2 名古屋高裁特別部の既済事件一覧表（令和元年5月1日以降のもの）
- 3 令和6年4月1日現在、特定裁判官が刑事第1部及び刑事第2部を兼任している理由が書いてある文書
- 4 令和6年4月の名古屋高裁刑事部の法廷開廷表（特定裁判官が陪席裁判官として出席しているものに限る。）